

通商産業省

平成 11・03・30 資第 23 号
平成 1 1 年 3 月 3 1 日

原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づく通商産業大臣の処分に係る
審査基準及び標準処理期間について

通商産業大臣 与謝野 馨

原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第 3 0 号）に基づく通商産業大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準及び第 6 条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

第 1 申請に対する処分

1. 審査基準（第 2 条の規定による総見積額の承認）

第 2 条の規定による総見積額の承認に係る審査基準は、基準年（昭和 5 9 年）の原子力発電施設解体費用見積額に各年の卸売物価指数を基に昭和 5 9 年価格との伸び率を乗じて算出した額と一致すると認められる場合とする。

2. 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
第 2 条の規定による総見積額の承認	4 週間

附則

本審査基準及び標準処理期間は、平成 1 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

なお、本審査基準及び標準処理期間の施行に伴い、平成 6 年 9 月 3 0 日付け 6 資庁第 1 1 7 1 9 号「原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準及び標準処理期間について」は廃止する。